

公益財団法人愛知県消防協会役員及び 評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県消防協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は県職員及び消防職員以外の役員及び評議員とする。

(報酬の支給)

第3条 税理士の資格を有する監事が、評議員会及び理事会等に出席したときは、謝金として1時間当たり9,000円以内の報酬を、出席の都度通貨又は銀行振込により支給する。

(費用の支給)

第4条 費用は旅費交通費とし、公益財団法人愛知県消防協会就業規則第38条に規定する旅費の例により支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。